

(第一類 第八号)

第二十二回国会  
衆議院

農林水産委員会議録第四十五号

昭和三十年七月二十日(水曜日)  
午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

副委員長 白演 仁吉君

鈴木 善幸君

足鹿 赤澤

道君 正道君

中馬 安藤

井出 五十嵐

吉藏君 伊東 岩男君

木村 文明君

小枝 一雄君

原 挑思君

足立 助川

平野 三郎君

井谷 正吉君

石田 審金君

伊藤 幸太郎君

佐竹 新市君

日野 吉夫君

出雲 大臣

農林大臣

河野 一郎君

東頸城郡の耕地災害復旧工事施行に

関する請願(塙田十一郎君紹介)(第四三二五号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(小枝一雄君外一

名提出、衆法第六三号)

農林水産施設災害復旧事業費国庫

補助の暫定措置に関する法律案(坂田道太君紹介)(第四三三二号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(石橋政嗣君紹介)(第四三五九号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三六〇号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三七号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三八号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三九号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三一〇号)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三一一年)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三一一年)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三一一年)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三一一年)

台風による被害農林漁業者等に対する補助の暫定措置に関する法律案(橋渡君紹介)(第四三一一年)

農林水産委員会議録第四十五号

昭和三十年七月二十日

第一類第八号



○橋橋渡君 御指摘のように、その点はまことに重要なことであると思いま  
すが、さいせん申し上げましたよう  
に、この法案につきまして党内等にお  
いても、建設省との関係その他いろいろな議論が非常に出て参りました。それ  
をもつと慎重に継続審議して、完璧  
にしたらしいじゃないかという議論が  
強くなりましたが、その議論にわれ  
われとしても遺憾ながら服ざるを得  
ないような立場になつたのであります。  
しかしあくまでこの法案の精神を  
生かすべく各般の関係の方に連絡ある  
いは研究等をして、一つ十分な成果を  
見るようみたいという考え方を持つ  
ておるので、これを途中で放棄して  
しまうような考え方方は全然ありませ  
ん。そういうような党内事情ですか  
ら、どうぞ御了承願います。

○芳賀委員 法案を十分慎重審議した

か。しかも当委員会からそういう意見

は出ておらないのです。毎日この暑い

中を、真剣にこの法案の審議をやって

おるのに、やつておらぬ連中からこれ

を継続審議してくれとかいうこと

は、委員会の意向を全く無視している

じゃありませんか。継続審議にするか

どうかということは、当委員会自身の

判断によつて最終的にきめる問題なん

です。それを今ごろ現わてきて、継  
続審議してくれとかいうことは、了  
承できない点なんです。ですから党内

の事情がある場合には、むしろ

率直に遺憾の意を表明するともに、

必ずから提案者たる地位を失つた方

がいいじゃないですか。提案者でなく  
なればいいじゃないですか。継続審議

にしなければならぬということは、ど  
ういうお考えですか。提案者になるこ

とが誤まつておつたとするならば、そ

の不明を謝して、提案者でない立場に

なつた方がいいじゃないですか。提案

を取り下げるという方法もある。その

点はうどですか。

○橋橋渡君 私は提案を取り下げる考

えはありませんが、審議未了になるこ

とは私も非常におそれるのであります

。従つて何とか一つ——これは党内

の事情がありますので、私としてはそ

ういうことを率直に申し上げて、自分

の努力の足らないことを陳謝申し上げ

ます。

○芳賀委員 どうもあなたの御発言

は、奥歯に物のはさまつたような感じ

が多い。もう少し率直に表明されたら

いいと思う。党内事情党内事情と言う

三名でしょう。あなたを含めてこれだ

けの数があれば、議員の過半数をゆう

に持つておられるわけですよ。成立が心配

だというような点は何もないじゃあり

ませんか、提案者だけでこれを通せる

じゃありませんか。しかも民主党でも

八十数名が提案者である。民主党の半

数が提案者になっておるじやありませんか。これは今後の災害を未然に防止

して、今までのよう災害復旧だけに

追われるようなやり方でなく、前進さ

れる飛躍的なりつけな法案なんですか

か。なぜこの方向に党議を持つていか

ぬか、その点お尋ねしたい。党内にお

いて何ら努力しないで、最高幹部が四

役かわかりませんが、その頑株に押え

られて、このりっぱな、国民の期待に

沿うような法案をわざわざ継続審議に

したり審議未了にする、実質的には廢

案にしようという意図じやありません

か。あなたの方の首脳部が、そういう

点をもつと具体的に、率直にこの委員

会において明らかにされたらどうでし

よ。

○橋橋渡君 覚内においては実は非常

に努力しておるのであります、現在

では今申し上げたような段階にあるの

であります。また党としてこれを廢案

にするという考えはありません。この

法案が非常にりっぱであり、卓見のあ

る法案であるといふことは言えるので

あります、さいせんから申し上げま

すように、覚内の意見といたしまし

て、建設省の関係その他諸般の関係等

において、もつと予算の関係等におい

ても完璧なものに仕上げるために、ぜ

ひ継続審議にしていくだらうだらう

かという意見が実は出でるというこ

とを申上げております。

○綱島委員長 私は提案の理由を説明いたしましたのでござります

が、私も当時この法案がこれほど困難

でしたのでござります。

去る十五日付託になりました漁港法

か。しかも当委員会からそういう意見  
は出ておらないのです。毎日この暑い  
中を、真剣にこの法案の審議をやって  
おるのに、やつておらぬ連中からこれ  
を継続審議してくれとかいうこと  
は、委員会の意向を全く無視している  
じゃありませんか。継続審議にするか  
どうかということは、当委員会自身の  
判断によつて最終的にきめる問題なん  
です。それを今ごろ現わてきて、継  
続審議してくれとかいうことは、了  
承できない点なんです。ですから党内  
の事情がある場合には、むしろ  
率直に遺憾の意を表明するともに、  
必ずから提案者たる地位を失つた方  
がいいじゃないですか。提案者でなく  
なればいいじゃないですか。継続審議  
にしなければならぬということは、ど  
ういうお考えですか。提案者になるこ  
とが誤まつておつたとするならば、そ  
の不明を謝して、提案者でない立場に  
なつた方がいいじゃないですか。提案  
を取り下げるという方法もある。その  
点はうどですか。

○橋橋渡君 私は提案を取り下げる考

えはありませんが、審議未了になるなん

てとんでもない話なんですよ。しかも

あなたは提案者を離脱されたらどうか

よ。こつちは審議しよう、可決しよう

るべくしないでほしいといふのには、頼  
んでおるのに、審議未了になるなんて、  
はなはだもつて不見識な話なんですよ

よ。あなたの方から進んで審議をな  
るべくしないでほしいといふのには、頼  
んでおるのに、審議未了になるなん

てとんでもない話なんですよ。しかも

あなたは提案者を離脱されたらどうか

よ。このままでは困るから、しばらく猶予願い

たいから陳謝するというのだから、そ

なたの名前で言つている。だから、わ  
れわれが可決しようとするのに、可決

かに御審議の上可決あらんことをお願  
いしますというのを、代表としてあ

る。だから、わざわざおもとめでてお

る。とんでもない話ですよ。非常に思  
い違いをされておる。はつきりした御

答弁を願いたい。

○橋橋渡君 党内の事情等もございま

すから、どうぞ一つ御猶予を願いたい

と思つて、今審議未了云々と言つたこ

とは私の言い過ぎであります、それは取り消します。どうぞあしから

ず……。

○綱島委員長 この際この席からで恐

縮ですが、委員長からも一言発言いた

したいと思います。実は御承知の通り

本委員会におきましては、私が提案の

理由を説明いたしましたのでござります

が、私も当時この法案がこれほど困難

でしたのでござります。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

つ申し上げておきます。

○中村(時)委員 不明であるとか橋橋

渡君の意が足りないです。はなはだ

不謹な言辞を弄せられているのです

よ、あなたは……。審議未了になるこ

とをおそれるなんて、こちらでは審議

をなすことは一つも言つておりませ

んよ。あなたの方から進んで審議をな

るべくしないでほしいといふのには、頼

んでおるのに、審議未了になるなん

てとんでもない話なんですよ。しかも

あなたは提案者を離脱されたらどうか

よ。こつちは審議しよう、可決しよう

るべくしないでほしいといふのには、頼

んでおるのに、審議未了になるなん

てとんでもない話なんですよ。しかも

あなたは提案者を離脱されたらどうか

よ。このままでは困るから、しばらく猶予願い

たいから陳謝するというのだから、そ

なたの名前で言つている。だから、わ

れわれが可決しようとするのに、可決

かに御審議の上可決あらんことをお願

いしますというのを、代表としてあ

る。だから、わざわざおもとめでてお

る。とんでもない話ですよ。非常に思

い違いをされておる。はつきりした御

答弁を願いたい。

○綱島委員長 党内の事情等もございま

すから、どうぞ一つ御猶予を願いたい

と思つて、今審議未了云々と言つたこ

とは私の言い過ぎであります、それは取り消します。どうぞあしから

ず……。

○綱島委員長 この際この席からで恐

縮ですが、委員長からも一言発言いた

したいと思います。実は御承知の通り

本委員会におきましては、私が提案の

理由を説明いたしましたのでござります

が、私も当時この法案がこれほど困難

でしたのでござります。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

つ申し上げておきます。

○綱島委員長 休憩をいたしまして理事

会を開きたいと存じます。

午後零時十四分休憩

↓

午後三時十一分開議

●綱島委員長 休憩前に引き続き会議

を開きます。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

つ申し上げておきます。

○綱島委員長 休憩をいたしまして理事

会を開きたいと存じます。

午後零時十四分休憩

↓

午後三時十一分開議

●綱島委員長 休憩前に引き続き会議

を開きます。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

つ申し上げておきます。

○綱島委員長 休憩をいたしまして理事

会を開きたいと存じます。

午後零時十四分休憩

↓

午後三時十一分開議

●綱島委員長 休憩前に引き続き会議

を開きます。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

つ申し上げておきます。

○綱島委員長 休憩をいたしまして理事

会を開きたいと存じます。

午後零時十四分休憩

↓

午後三時十一分開議

●綱島委員長 休憩前に引き続き会議

を開きます。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

つ申し上げておきます。

○綱島委員長 休憩をいたしまして理事

会を開きたいと存じます。

午後零時十四分休憩

↓

午後三時十一分開議

●綱島委員長 休憩前に引き続き会議

を開きます。

去る十五日付託になりました漁港法

であります。昨日初めて非常に困難

な事情が当初より伏在しておつたこと

を発見いたしまして、非常に意外に存

じた次第でございます。(「不明だ」と

呼ぶ者あり)これはお説の通り不明で

あります。申じて、この点は私も申しわけ

ないと存じております。一応ごあいさ

第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件を議題といたし、審査を進めます。

まず本件の提案理由について政府の説明を求めます。吉川農林政務次官

漁港法第十七条第二項の規定に基  
き、漁港整備計画の改正について  
承認を求めるの件

漁港法第十七条第二項の規定に  
基き、漁港整備計画の改正につ  
いて承認を求めるの件

内閣は、漁港法（昭和二十五年法

律第百三十七号)第十七条第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣から提出せられた漁港整備計画を別紙のとおり改正することについて提出のとおり決定したので、同条第二項の規定に基き、国会の承認を求める。

一 計画方針

(4) 漁業と漁港施設との現状を基礎とし、将来的の漁業の推移、漁場資源と生産条件との関連、漁港の配置等を勘案して整備計画を樹てる。

(4) 多いもので緊急整備の必要あるものから順次採用する。  
（5）整備漁港の選定については、  
指定漁港数二、六五四港（昭和  
二十九年十二月末現在）を対象  
とする。

(二)  
整備漁港

(同) 漁港整備計画は、原則的にわが国の漁業に対応して必要な漁港施設を、各漁港に具備させることが目途とした総合計画とすべきであるが、國家財政の都合等も考慮し差当り漁港施設の不足度合の高いもの、経済効果の

(4) 前項の計画方針にもとづき、(1)四七港(内修築事業完了)の四三港を除き、昭和三十年度以降実施港数は六〇四港)を整備する。(2)各漁港においては、漁業状況



香	徳	山	広	島	鳥	
川	島	口	島	根	取	
伊 檜 大 喜	阿 大	八 阿 祝 大 宇 福 阿 奈 佐 上 川	大 干 灑 玖 五 吉	崎 下 和 須	東 長 岩 酒	芳 下 印 南
末 湾	部 港	島 川 島 島 賀 古 月 球 関 潭	地 目 受	受 府 津 戸 屋 津	和 来 津	田 塩 屋
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
水域施設用地	水域施設用地	水域施設用地	水域施設用地	水域施設用地	輸送施設	輸送施設





愛 知	静 岡	福 井	石 川	富 山	新 潟	神 奈 川	東 京	勝 富 片 富 崎
知大鬼	用福戸静網舞小	茱高	名庵橋鶴石黒高	生水経滑能	出筒平長福小	葛坪	葛坪	外かく施設
柄井崎	宗田浦代阪川	崎浜	舟立飼崎島浜	地崎生	田浦原	田原	西田	水域施設
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	漁港施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地					漁港施設用地			

広 島	岡 山	島 根	和 歌 山	兵 庫	大 阪	京 都	三 重	中 篠 佐 久 州 島
柿	白寄虫下	美五小温仁	箕衣太三	沼育林丸浜坂	石岸堺佐和出	桃九宿音大磯	田	中篠佐久州島
浦	石津	保十伊泉	輪	和田島	津島野	坂木曾島鹿淀津	人	久島
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設	外かく施設
けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設	けい留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設
漁港施設用地								









に登録制となつておきました空氣銃を免許制とし、今国会において成立をみました銃砲刀剣等所持取締令等の改正による空氣銃の所持、携帯及び製造販売等の規制と相まって、空氣銃による狩獵の適正を期し、もつて有益鳥獣の保護に資することにしようとするのがこの法律案を提出する理由とその内容であります。

何とぞ御審議の上すみやかに御可決ありますようお願ひいたします。

○綱島委員長 次に養ほう振興法案を議題といたし、前回に引き続き質疑を進めます。川俣清吾君

○川俣委員 この際提案者にお尋ねしたいのですが、この法案の結果どれだけの経費が必要とするようになりますか。もくろみがありましらその数字をお述べいただきたい。從来どのようない經費をやっておりましたか、あわせてお伺いしたいと思います。

○平野委員 この法案に関しては予算の面についての御質問でござりますが、本年腐敗病が発生をいたしましたが、これに対しまして、家畜伝染病予防法の規定に基いて政令でこのハチを追加いたしまして、そうして当面の措置をとったわけですが、その金額は六、七百万円ではないか、こう記憶しております。詳細なことは政府の方から申し上げますが、大体そういうような内容でございます。——

○川俣委員 原さんがお見えになつておりますから、この際お尋ねしたい。補助金等の整理に関する法律の審議の最中、できるだけ補助金等を削減いた

したいといふには見られないのが定説であります。普通にハチというと家畜保護に資することにしようとするのがこの法律案を提出する理由とその内容であります。

○原政府委員 補助金は必要に応じて設置を講ぜられるつもりでありますかどうか、その点をお尋ねしたい。

○原政府委員 病について家畜伝染病予防法の発動するかどうかということはだいぶ議論がございましたが、政府部内で慎重検討の結果、政令の発動はかかるべし、しかしあれは一時的でありますから後刻立法を必要とするというふうな結論になつたと思います。

○川俣委員 そういたしますと、予算増額の意思がござりますかどうか。この法案が通りますと、当然予算的措置を講じなければならぬと思ひます。が、その額はどの程度見込まれておりますか。

○原政府委員 実はこの腐敗病問題を御相談しました際に、それじゃ政令を適用しよう、しかし政令では一年以内にこの立場じゃないのです。だけども、一方あれだけ成育追加いたしまして、そうして当面の措置をとったわけですが、その金額は六、七百万円ではないか、こう記憶いたしております。詳細なことは政府の方から申し上げますが、大体そういうような内容でございます。——

て、今のところこの家畜伝染病予防の措置をとるほかに、特に補助を出すといたが、今でもその点についてはお変わりですか。普通にハチというと家畜の規制と相まって、空氣銃による狩獵の適正を期し、もつて有益鳥獣の保護に資することにしようとするのがこの法律案を提出する理由とその内容であります。普通にハチというと家畜の規制と相まって、空氣銃による狩獵の適正を期し、もつて有益鳥獣の保護に資することにしようとするのがこの法律案を提出する理由とその内容であります。

すが、大蔵省は家畜と見て予算上の措置を講ぜられるつもりでありますかどうか、その点をお尋ねしたい。

○原政府委員 ふやしもし、減らしもあるというふうな段階であります。

○川俣委員 そこが問題なんです。あなたの方で寄生虫というようなものについての予算の削減をあればがんばらなければ寄生虫であるかないかという判断は実は簡単なんですねけれども、寄生虫であるのかあるいは伝食でありますのかということを常に判定しなければならない重要なことがあります。どちらの方は削っておきながら、これは重要だというあなたの理由がわからぬのです。

○原政府委員 寄生虫は從前の例によりまして、伝播の速度なり何なりと直すという含みであつたわけであります。その後この議員立法のお話が出まして、中に補助金の規定があるというふうなことを考えて、政令提案で法律を提出して、中で補助金の規定があると、それを伺いましたので、それはかなり直すという含みで申しておりますので、それが実現に起つて、どういうところから起つているかと、結局予算削減によって歴医師の十分な活動ができるないといふところから起つて、それが回ってしまつていてとてもいかぬ。その場合そのときは五十箱全部それが回ってしまつていてとてもいかぬ。その場合そのうちに合はないから、大体われわれの認定液の検査をしなければならぬというよ

うなことを言つてゐるのだけれども、定の医者が来る、これは伝食だといふ判断をする。そこでこれはもつと血なかなかそれでは次の巡回のときに間に合はないから、大体われわれの認定ではこうだということで、無理々々に馬を倒すと同じ気持になるという馬を倒すのと同じ気持になるという馬をしているのです。問題はそこに



きましては現在も少しも變つてはおりません。ただその後本委員会において委員各位の御審議の状況にかんがみますと、このこと自体は当然のことであり、必要であるとは存しますが、農薬の被害ということは、この養蜂のみならず、先般本委員会においても大きな問題となりました有明海の問題等漁業に対する問題もある、こういうようなことでありますと、これは全然別個の立場で一つ農業全般について検討する必要があるのではないか、もしここでこういう法案が出ますと、この真意が誤解をせられまして、そして農薬の使用が制限せられるというようなことになつて、食糧増産を最大の目途として今進んでおりまする觀点からいかがかと思われる、こういうようなことも考えました。従つて根本的基本的考え方方は少しも変つておりますが、一応農薬の問題全般についてもつと慎重に検討する、こういう考え方を留保いたしました。本案といたしましては、この点だけは誤解を避けるために一時削除しておることが適当じゃないか、かような考え方からただいま修正案を提出いたしましたような次第でございまして、何とぞこの点よろしく御協力をいただきたいと思います。

規定ならばそうなるが、それでは行き過ぎるという考え方からこういう抽象的規定になつたと思う。従つてこの実験を握っている農林省のこれに対する規定をどう運用するかということは、この問題についての国民全体の理解の程度に応じてどうやっていくかということに応じてどうやつていくかということに応じてどうやつしていくかということに応じてどうやつしていくかとがねらいでなければならぬと思います。そういう意味において私は何らの誤解はないと思う。ここに誤解が生じているとすれば、それはためにするばかりの觀点から誤解だと思う。それから他の問題はもちろんあります。これらもう一つ、農薬全体についての問題を考慮するとおっしゃるが、こういう問題に真剣に考えずに何を考えるか。漁業の問題は漁業の問題はもぢらんありません。これはすでに農業取締法というものがあるのです。こういう点を真剣に取り上げることによってのみ、農薬の問題については農薬の及ぼす災害についての全般的な規制というものができてくると思う。そうでないと、そういう場合の施行規則というものははしゃくし定本になつて、これこそ、農薬そのものには知つているかもしれないが、その農薬によってどういう災害を受けるか何を知らない農家にとっては、全く違違うに刃物みたいになる。だからやはり農薬全体を考える場合においても、この程度の規定は当然必要ではないかと考えるわけであります。この点についての御説明では納得しかねます。このことだけでは納得できませんし、私はそういうことにならぬと思う。今たゞにこういうものがあると農民に誤解を与える、今の御説明では納得しかねます。申し上げておきます。全く筋違いのもので、もう一回この点をはつきり提案者から御説明願いたい。ただ単にこういうものがあると農民に誤解を与える、今の御説明では納得しかねます。このことだけでは納得できませんし、私はそういうことにならぬと思う。今たゞにこういうものがあると農民に誤解を与える、今の御説明では納得しかねます。申し上げておきます。全く筋違いのもので、もう一回この点をはつきり提案

のが農林省の改良局から出ている。事態の真相を知っている者から見れば笑うべき事柄であります。そういう方角違ひのことをやつて農民の誤解を深めよう放送に負けて、正しい筋を使はさないということは、農業政策全体を考える場合においても間違いじやないか。どうかその点をもう一回提案者の御意見を伺いたいと思います。

○平野委員 先ほど申し上げました通り、久保田委員のお考え方につきましても全く同感でございます。当初の原案におきましては提案者といたしましても全く同感でございます。でも農林大臣がすべてこれを処理する、こうなつておるわけでありますから、差しつかえないという考え方のもとに原案を提出いたした次第でござりますが、委員各位の多数の御意見等もございまして、本法案の円満なる取扱いというような点を種々勘案いたしまして、この際はこの五条を一応取り下げることが最大公約数である。こういうふうな立場からいたしているわけでありまして、どうか一つ御理解、御協力をいただきたいと思います。

○川俣委員 今の質疑応答を聞いておると、いよいよもつて私たちは賛成しにくくなる。一休こういう法案を出す前に考えられなければならないのは、化学工業によつて農業の侵されている点がたくさんある。その方がより重要な面がたくさんあります。たとえば肥料工業におきましてもあるいは硫黄の鉱山の発生するところの亜硫酸ガスあるいは鉱毒、こういうものについて、すべて農業を侵すようなものを全部制限するような法律があつて、かかる上にこれを考へるということならまだわからぬこともない。それよりもこの養蜂の方

が大切だという考え方で出される考え方については、農業本位でなく養蜂本位であつて、ほんとうに日本の農業政策の上からいうと工業との衝突の面をどうするか、農業を製造するところの薬品の流れをどうするかということを検討すべきがほんとうなんです。それならよくわかる。その方はどうでもよい。ただハチに与えるだけの影響は大いに厳格に規制しなければならないといふことは、これは農業政策ではない。全く養蜂政策だ。私どもは農業全体にわたる考え方の一つとして出てくるなら別ですが、その方はあまり重視しない。こちらの方を重視するといふならば、もっと大切な法案があるからそちらの方を先にすべきだ、こう考えるのですが提案者はどうですか。

つてこういうような措置をだんだん追加して参りますと、予算があえないので対象物件をどんどんふやしていくべきだと思います。たゞ表面的にはたくさん取扱った、内容的には十分な措置ができるないというようなことになるのではないかと思うが、この点についてどうなんですか。

○原田政府委員 家畜伝染病予防法の関係の予算でございますが、私どもの考え方いたしましては、こういう性質の事業につきましては、事業者が支障があつてはならない、こういう考え方から、予想されます事業の分量に応じました予算を計上してもらうというように努めて参つておるわけでござります。

ハチの腐蝕病の経費でございますが、これは当時非常に危険な状態になつておるというふうに感じましたので、最小限度必要な金額を予算に計上するという措置をとつた次第であります。

○川俣委員 腐蝕病を対象とするからには予算を増額するという考え方なのでですが、今までのワクの中でやるということになりますと、当然やらなければならぬものですから手薄になつておるというような問題、それがさらにこういう対象物があえるとなお手薄にならざるを得ないような結果になるんじゃないかな。これによつて予算増額をして万全を期するといふならましいのですよ。既存の経費の中だけでもなつてしまふときに、対象物件だけをふやすのは無責任じゃないか、こういうのです。もう一度お聞きします。

○原田政府委員 全体の事業の執行に



植えろということは行き過ぎではない

し、農林省並びに提案者に対する質

認めたデンマークのよう

が除去すれば伐採する場合にはみづ源植物の増大を念頭に置くようになることが望ましい、こういうことであ

ですか。これは自己満足であって、實際には効果がないのだから、こういうものはおとりになつたらどうですか。

そちらにも補助するのだという規定を入れれば、これは養蜂は日本の産業には必要なんだから、そういうものに補助をしてそういう植栽をさせるというのならわかります。しかしそこまで予

留し、農林省並びに提案者に対する質疑をこれをもって終ります。

効果を非常に認めたデンマークのよう  
な国では、いろいろの保護の規定も十  
分でありますし、保護のシステムも十  
分である。その上に持ってきてハチが  
増産上の効果を上げる。この効果に対

アカシアを植えるという場合において、アカシアにはみつ源のある種類とない種類のものとあるのであります。が、そういう場合にどのアカシアを植えてもいいのだという場合には、なるべくみつ源の多い街路樹を植えることが望ましい、こういうような

く働いております。そういう点いろいろ勘案いたしまして、なるべくみつづきのものを念頭に置くという趣旨でございまして、もちろん罰則もないわけですから、違反することもありませぬ。その目的に反しない限りは自由に

く働いております。そういう点いろいろ勘案いたしまして、なるべくみつと  
いうものを念頭に置くという趣旨でございまして、もちろん罰則もないわけ  
ですから、違反することもありませ  
ん。その目的に反しない限りは自由に  
やれるわけでありますから、こういう規  
定はあまり効果はないものの、ない  
よりはあつた方がいくらかよいという  
趣旨でありますから、御了承いただき  
たいと思います。

川傷寒

なもので、蜜蜂家の便宜のためたといふ説などは、筆者なりに

うことになると、たゞ養蜂家の気に入らぬ云々云々と云ふ。

るような法律を作ればいいといふこと

になります。外国で何かありますこと

は私も知らないわけではない。ただそ

ういうものを助成するような措置が講

世られているから、国の養蜂奨励の一

つの方法としてそういう補助をしながら

らみつの存在するような果樹をなるべ

く選ばしているのだ。それはまた私は

悪くないと思います。一方そつちに何

も恩典を与えないで、ただ養蜂家の気

に入るようなものを植えろ、こういう

ところに問題がある。養蜂家のために

○川俣委員 大蔵省に対する質問を保

の大勢である。そういう観点からその

提案で、その第一歩として——今日の



いてのみ七割五分ないし九割ということがなっているのであります。従いまして両者その建前が違い、また復旧事業費に対する國の財政支出の割合も異なつてゐるのであります。

かような経緯もありまして、激甚な災害が起りましたときには、その都度農地及び農林水産業施設の災害復旧に対する特別な措置を講ずることの必要が痛感されていたのであります。

そこでこの際、現行措置法の補助規定の一部を改めまして、公共的施設であります農業用施設、奥地幹線林道及び漁港施設につきましては、その被害が激甚で復旧事業費が巨額に上る場合に、その復旧事業費の負担が一定の限度をこえるとき、そのこえる部分の一定部分について全額を國から補助することができる」といたしまして地元負担の軽減をはかり、もつて復旧事業を促進することが適切な措置であると存するのであります。

以上が本改正法律案を提出するに至りました理由とその内容であります。何とぞ慎重審議、すみやかに御裁決下さいますようお願い申し上げます。

(拍手)

○綱島委員長 これをもつて散会いたします。明日は正十時より理事会を開き、引き続いて委員会を開きます。  
午後五時三十五分散会

四十二号中正誤

二頁三段〔参照〕の欄繩糸価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書の次に行頭三字目より次のように入るべきの誤

〔都合により別冊附録に掲載〕